

◎死刑再審無罪者に対し国民年金の給

付等を行うための国民年金の保険料

の納付の特例等に関する法律

(平成二五年六月二六日法律第六六号(衆))

一、提案理由(平成二五年六月七日・衆議院本会議)

○石田真敏君 ただいま議題となりました法律案につきまして、提案の趣旨及びその内容を御説明申し上げます。

本案は、死刑再審無罪者については、死刑の判決が確定した後、仮釈放もなく社会復帰への希望を持つことが著しく困難であるため国民年金の保険料の納付等の手続をとらなかつたことがやむを得ないと認められることに鑑み、死刑再審無罪者に対し国民年金の給付等を行うための国民年金の保険料の納付の特例等に関し必要な事項を定めようとするもので、その主な内容は、次のとおりであります。

第一に、死刑再審無罪者は、死刑判決確定日から無罪判決確定日の前日までの期間における国民年金の保険料を、無罪判決

確定日から起算して一年を経過する日までの間に一括して納付することができるものとしております。

第二に、保険料が納付された場合には、国は、国民年金法の規定による老齢基礎年金等の支給開始年齢に達した日の属する月の翌月以後に死刑再審無罪者となった者に対し、当該者の請求により、当該者に係る保険料が納付されたものとみなして無罪判決確定日の属する月までに支給されるべき老齢基礎年金等の額に相当する額の特別給付金を支給するものとしております。

なお、この法律の施行日前に死刑再審無罪者となった者についても同様にこの特例を適用することとしております。

また、政府は、矯正施設に収容中の者に対し、国民年金の保険料の免除の申請その他の国民年金の保険料の納付等の手続に関し、必要な指導を行うものとしております。

本案は、本日、法務委員会において、内閣の意見を聴取した後、全会一致をもって成案と決定し、これを委員会提出の法律案とすることとしたものであります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

二、参議院法務委員長報告(平成二五年六月一九日)

○草川昭三君 たいだいま議題となりました三法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

.....(略).....

次に、死刑再審無罪者に対し国民年金の給付等を行うための国民年金の保険料の納付の特例等に関する法律案は、衆議院法務委員長提出によるものでありまして、死刑再審無罪者については、死刑の判決が確定した後は、仮釈放もなく社会復帰への希望を持つことが著しく困難であるため国民年金の保険料の納付等の手続を取らなかつたことがやむを得ないと認められることに鑑み、死刑再審無罪者に対し国民年金の給付等を行うための国民年金の保険料の納付の特例等に関し必要な事項を定めようとするものであります。

委員会におきましては、衆議院法務委員長代理田嶋要君より趣旨説明を聴取した後、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

(注) 衆議院においては、委員会の審査は省略された。

死刑再審無罪者に対し国民年金の給付等を行うための国民年金の保険料の納付の特例等に関する法律